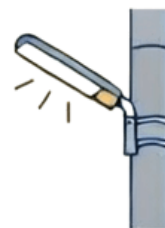


令和8年4月以降の防犯灯の維持管理について

令和8年度から、町内会等が所有していた防犯灯は、帯広市が維持管理を行います。

※集合住宅の駐車場を照らしている場合など、一部対象外があります。



主な設置基準



不特定多数の地域住民等が通行する場所であること。

※集合住宅等の敷地内道路を除きます。



既存の屋外照明から約30メートル以上離れていること。

※交差点等の道路形状を理由とした例外があります。

上記基準に照らし、不要と判断した防犯灯は撤去する場合があります。

市民の皆さまへ

次の場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

- 不点灯や故障を発見したとき
- 防犯灯の新設を要望するとき

※暗がりが発生している地域に、予算範囲内で順次設置します。

【問い合わせ先】

帯広市 市民福祉部 地域福祉室 市民活動課 市民活動係（市庁舎3階）

電話番号：65-4130 FAX：23-0156

メール：active@city.obihiro.hokkaido.jp